



令和5年度 所得証明書等の発行開始日

令和5年度の所得証明等の発行開始日は表のとおりです。町・県民税の納税方法により、開始日が異なりますのでご注意ください。

町・県民税の納税方法	発行開始日
給与からの天引きのみで納めている方	5月12日(金)
納付書または口座振替で納めている方	6月 9日(金)
公的年金からの天引きで納めている方	
上記のうち、2つ以上の方法で納めている方	

※勤務先から給与支払報告書が提出されていない、町・県民税申告書が提出されていないなど、令和4年1月から令和4年12月中の収入等を申告していない場合は、証明書が発行できないことがありますので、申請前にご確認ください。
 ※コンビニエンスストアでの交付は、いずれも6月9日(金)からです。
 ※3月16日以降に申告された方は、上記の日付より発行が遅れる場合があります。

▶申請に必要なもの

- 公的機関が発行する申請者の身分証明書(マイナンバーカードや運転免許証等)
- 手数料：1通200円(6月1日(木)からコンビニ交付手数料は1通150円)
- 本人または住民票上同世帯の親族の方以外が申請する場合には委任状・代理人選任届(様式は町公式ホームページから取得できます)

☎ 税務課 ☎ 581・2121内線151・152

町税口座振替のご案内

～安心・便利・確実です！～

町税の納付には、便利で安心確実な口座振替をぜひご利用ください。納期ごとに金融機関等に出向いて払い込む必要がなく、納期限の日に口座から自動的に税金が納められます。

新規に申し込みの場合、申し込み月の翌月末納期から口座振替ができます。

- ▶取り扱える金融機関・申し込み先
 埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉縣信用金庫・熊谷商工信用組合・ふかや農業協同組合・ゆうちょ銀行の各本支店
- ▶申し込み方法
 預金(貯金)通帳、お届けの印鑑をお持ちのうえ、町内金融機関に備え付けてある口座振替依頼書(自動払込利用申込書)でお申し込みください。

お近くのコンビニで お得に!! 便利に!! 証明書のコンビニ交付手数料を改定します!

町では、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなどの各種証明書を交付するサービスを実施しています。6月1日(休)から、コンビニ交付サービスの利用促進と町民サービス向上のため、コンビニ交付サービスの手数料を改定し、現行より50円減額(戸籍証明書を除く)します。

役場窓口に来るよりも、お安く便利に各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスをぜひご利用ください。

▶コンビニエンスストア等で取得できる証明書等の交付手数料(6月1日～)

証明書等の種類	コンビニ交付手数料	窓口手数料	利用可能時間
住民票の写し	150円	200円	午前6時30分～午後11時
印鑑登録証明書	150円	200円	
所得証明書	150円	200円	
町県民税課税台帳記載事項証明書	150円	200円	
戸籍の附票の写し	150円	200円	午前9時～午後5時 (土・日曜日、祝日を除く)
戸籍証明書(全部、個人事項証明書)	450円	450円	

※年末年始(12月29日～1月3日)、システムメンテナンス時を除く。

▶利用できる方

- マイナンバーカードをお持ちの方
- 住民票の写し・印鑑登録証明書は、寄居町に住民登録がある方
- 戸籍証明書(全部、個人事項証明書)・戸籍の附票の写しは、寄居町内に本籍地がある方
 ※寄居町以外に住民登録がある方については、事前に利用登録が必要です。
- 所得証明書、町県民税課税台帳記載事項証明書は、その年の1月1日および証明書取得時点で寄居町に住民登録があり、町県民税の申告等をしている方
 ※本人の最新年度分のみ取得できます。

▶利用できるコンビニエンスストア等

全国のコンビニエンスストア等(マルチコピー機設置店舗のみ)で利用できます。

▶注意事項

- コンビニ交付サービスで取得された証明書の返還・差し替え等はできません。
- 暗証番号の入力を連続して3回間違えると、マイナンバーカードにロックがかかり、使用できなくなります。その場合は、暗証番号の再設定が必要となりますので、町民課へお問い合わせください。

▶利用方法

- 1 マルチコピー機のタッチパネルで「行政サービス」を選択
- 2 「証明書の交付」を選択
- 3 メニュー選択画面で「証明書交付サービス(コンビニ交付)」を選択
- 4 マイナンバーカードをセットして読み取り
- 5 証明書交付市区町村の選択画面で「お住まいの市区町村の証明書」を選択
- 6 利用者証明書用電子証明書の4桁の暗証番号を入力
- 7 マイナンバーカードの取り外し
- 8 証明書の種類、記載事項、部数を選択
- 9 手数料を投入
- 10 証明書を発行、受け取り

※申請から証明書を受け取るまで、本人がマルチコピー機を操作します。
 ※案内画面を見ながら、タッチパネルによる操作を行い、申請書の記入も不要です。

☎ 共通 ☎ 581・2121

- マイナンバーカードの発行、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書について 町民課(☎内線102)
- 所得証明書・町県民税課税台帳記載事項証明書について 税務課(☎内線151)
- その他のマイナンバー関係 総合政策課(☎内線463)

お知らせ

子育て支援 拡大! 子育て支援交付金のお知らせ

町では、子育て家庭の経済的支援と子どもの誕生への祝意から、お子さんが生まれた保護者の方に「子育て支援交付金」を支給しています。4月1日から、第1子の支給額が2万円から3万円分に増額となりました。また、現金での支給から寄居町地域通貨Yori-Ca(ヨリカ)のポイント付与へ変更となりました。

▶対象/寄居町民として令和5年4月1日以降に出生した子どもの保護者

- ▶付与ポイント/ 第1子・第2子 ⇒ 3万ポイント
- 第3子以降 ⇒ 5万ポイント

▶手続き・支給手続き等

- ①出生届手続き後、子育て支援課で申請します。
 - ②ヨリカカードタイプをお渡しします(ポイント付与まで使用することはできません)。
 - ③申請月の翌月20日ごろにポイントが付与され、使用できるようになります。
- スマートフォンアプリ「chiica(チーカ)」をダウンロードし、ポイント移行するとヨリカ取扱店全店で使用できるようになります。

☎ 子育て支援課(☎ 581・2121内線203)

お知らせ

地方税統一QRコードを用いた 町税の納付について

令和5年4月から、町税の納付書の表面に「地方税統一QRコード」が印字されます。このQRコードは、地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」を利用したキャッシュレス納付等に対応し、町税の納付の負担を軽減することができます。

また、現金納付の場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関での納付が可能となります。詳細は地方税共同機構のホームページ、または町公式ホームページをご覧ください。

※QRコードはQRデンソーウェブの登録商標です。

納付できる税金の種類

- 町・県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税



☎ 税務課(☎ 581・2121内線151・152)

ご活用ください! まちの補助制度